

令和4年3月11日

令和3年度第12回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和4年3月11日（金曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館1階 大ホール
3. 閉会年月日 令和4年3月11日（金曜日） 午後2時11分

4. 議案

- 議案第258号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第259号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第260号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第261号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について
 報告第171号 青森市農業委員会農地利用最適化協議会規約第7条の規定に基づく報告について
 議案第262号 青森市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領に基づく非農地判断について

- 報告第172号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第173号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一
10番 堤 武久	11番 豊川 明子	13番 中村 美喜雄
14番 成田 貴吉	15番 西澤 清光	16番 野口 友子
17番 福士 修身	18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

12番 長野 英雄

7. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	加藤 文男	事務局 次長	竹内 芳
事務局 分室長	佐藤 保	主 幹	堀内 和之
主 幹	長谷川 亘	主 幹	工藤 武
主 査	山内 武志		

8. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

(事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として農業委員のみの召集とし、農地利用最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明)

○議長 (福士修身会長)

それでは、ただ今から、令和3年度第12回 青森市農業委員会月例総会を開会します。

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中18名が出席しております。

○議長 (福士修身会長)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ皆様にはお願いしますが、コロナ対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願いたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受け取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。7番窪寺洋志委員、8番齊藤光朗委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第258号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権の移転が3件、賃借権設定が6件、使用貸借が1件です。個別の内容につきましては、議案書の2ページから4ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。申請事由は、譲渡人については、労力不足及び子への贈与など、譲受人については、経営規模の拡大及び親からの贈与などの理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりであります。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(福士修身会長)

それでは、まず、4ページ目の賃借権設定申請番号290番●●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。それでは、申請者である●●●●●さんを入場させてください。

(●●●●●氏 入場)

○議長(福士修身会長)

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●●氏

初めまして、●●●●●と申します。青森市出身で弘前大学卒業してから約2年程青森市の方で働いて、その後5年程東京にいて、約2年少しくらい海外にいて戻ってきて農業を始めたというかたちになります。今回、土地を借りて農業を始めようと思ったきっかけとしましては、オーストラリアの方に2年弱おりました、その際に農業をやっている日本に戻ってきてからの仕事を考えた時に、自営業をやろうと思って農業を多少はやっていたので、仕事の過酷さ的には出来るなというところと、自然の中で働いた方が精神的に精神状況がいいのではないかとこの事で農業を始めて、一昨年の9月から今お世話になっている●●●●●さん方の畑でアルバイトして、昨年の3月1日から農業次世代人材投資資金準備型の補助金をもらって研修をしております、来月から農業次世代人材投資資金経営開始型をもらいながら経営を始めたいと思っているので、園主である●●●●●さんから土地をお借りしたいということになっています。

○議長（福士修身会長）

ありがとうございました。

それでは、●●●●●さん、これからどのようにして農業経営をしていくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。質問・意見のある委員は述べてください。簡潔にお願いします。

○8番（齊藤光朗委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

齊藤委員どうぞ。

○8番（齊藤光朗委員）

ここに今文章で書いてあること、●●さんが言われたことでだいたいお分かりかと思えますけれど、農協を中心として第三者継承ということで受入れの協議会を作ったわけです。それで、浪岡の農協には出荷者約500人おりますけれども、その代表を長くやってきた北中野の●●●●●さんが、今回●●さんを受け入れて第1号ということになったわけです。そこで私の方から●●さんにお聞きしたいのは、オーストラリアで2年お仕事されたということで、どういう仕事をどれくらいやったのか、おおまかに教えてください。

○●●●●●氏

基本的に季節労働という形なので、季節が北半球と逆なので、冬の間は比較的暖かい北の方、夏は南の方に飛行機で移動しながら3か月4か月毎に仕事をしていましたが、北の方にいるときは主にはストロベリーのピッキング、ピッキングとそれに携わる雑草をとるとかそういった細々したもの、だいたいトータルで10か月ほどです。夏の間は、南の方でトマトのパッキングの工場に働いていて、それも9か月から10か月です。その間に空く期間があるので、りんごの収穫、キウイの摘果、ブルーベリーの収穫も結構長めにやっていて、その他ラズベリーの収穫、主にベリー系の収穫作業とトマトのパッキング作業が多かったです。

○8番齊藤光朗委員

はい、わかりました。私も●●さんの畑で仕事をしている彼女の姿を見ていますが一生懸命にやっているようです。冬の間は東部のりんごセンターで選果のラインの作業をしております。いずれにしても、やる気あるように見受けられますので、みなさん一つご承認して頂ければと思います。

○議長（福士修身会長）

どうも補足ありがとうございました。他にご意見ある方いましたらどうぞ。

○議長（福士修身会長）

はい、安部委員。簡潔にお願いします。

○2番（安部浩一委員）

2番安部です。一つ聞きたいのですが、オーストラリアに行ったのは語学留学ですか。それとも最初からワーキングホリデーで行ったのですか。

○●●●●●氏

オーストラリアはワーキングホリデーで行きましたが、その前3か月はフィリピンに語学留学をしていました。

○2番安部浩一委員

そうしたら30歳になる前にオーストラリアに行ったということですか。

○●●●●●氏

そうですね。28歳の時です。

○2番安部浩一委員

オーストラリアではバックパッカーで働いていたという事ですか。ワーキングホリデーで働いていたって事ですか。違う、パブリックホリデーで働いていたという事ですか、バックパッカーで働いていたという事ですか。

○●●●●●氏

バックパッカーとどういう違いがあるのでしょうか。

○2番（安部浩一委員）

パブリックホリデーで行くのであれば、オーストラリアで最低賃金25ドル78セントくらいですかね。バックパッカーだと最低賃金で、アルバイトという形になっているのではないかと。そこで滞在のビザの関係があって、ワーキングホリデーで3か月以上働いていると取れるけど、そうでなければ出来ないということで、オーストラリアなんか特にそうだろうし、その辺どういう就業形態で働いていたのかなど。アルバイトみたいな形だけでも、形態はどうなのか。

○●●●●●氏

労働ビザではなくワーキングホリデーのビザで行ったので、1年目に3か月以上農業の労働をしていれば、2年目のセカンドのビザが取れるということがあって、2年弱オーストラリアにいたんですが、基本的にオーストラリアの私がいた収穫のバイトというのは、歩合制なので働いた分、採った量で換算で収入を得ていました。

○2番（安部浩一委員）

オーストラリアに行って役に立ちましたか。日本に来て参考になる事あったでしょうか。

○●●●●●氏

参考ですか。それは、どういった分野ですか、農業でという事ですか。

○2番（安部浩一委員）

そうですね。オーストラリアでの経験って要するに梱包や包装ですよ。そういう事がしたいと行ったようですが、日本に来て研修されてるみたいですけど、オーストラリアで培った2年間っていうものは果たして役立っているのかどうか。例えば、場面でもいいですけど、役立っているのかなど。参考になるもの、得るものがあったのかということです。

○●●●●●氏

得るものですか。確実に根性はついたというところがあります。シンプルに考えられるようになりました。私自身、海外に行ったのは、何かを得ようとか何か高い志があって行ったわけではなく、前の仕事で体調を崩し、日本で働くことがきつい状態になったので、海外に行ったというところがありました。向こうではずっと働きっぱなしで、働きに出ても収穫が少なければお金にはならない。時期的なものなので1か月収入がなかったりもするので、とにかくずっと働いていました。そのほかは、人とのコミュニケーションという部分で以前よりは快適になったのではないかと思います。帰国してからの仕事のこととか、自分のこの先の人生観とかは深く考える時間があったので、そういう意味では行った意味はあったのかなと思います。

○2番（安部浩一委員）

ありがとうございました。これからも頑張ってください。

○●●●●●氏

ありがとうございます。

○議長（福士修身会長）

他にご意見ある方。秋谷委員どうぞ。

○1 番（秋谷進委員）

どうも●●さんご苦勞様でございます。1 番秋谷といいます。何点かお尋ねしたいと思います。

1 点目、ここにありますファームジョブとは何かというこれ一つお知らせ願いたいと思います。

それから 2 点目です。今借りようとしているりんご園の状況、何年生くらいのりんごの木か、丸葉か、わい化か、品種はどのような品種があるか、その辺の状況をお知らせ願いたいと思います。

3 点目です。この経営計画みれば、5 年後に 1 万 k g くらい増加する計画を立てています。これはどういう事をやって 1 万 k g くらい増を見込んでいるのかお知らせ願います。

最後です。4 点目、これから、りんご経営して色々な問題点が出てくるとは思いますが、我が農業委員会の会長している福士会長さんとか一戸さんとかりんご経営ではトップの方もいますので色々な事聞いて頂ければいいのではないかなと思っております。以上です。

○●●●●●氏

ありがとうございます。

1 点目のファームジョブについてなんですけど先程、齊藤光朗さんの方から質問があった時にお答えしたような事で、いちごの収穫とかトマトのパッキングとか、そういう農業の仕事になります。

2 点目については、今回借りるのはすべてわい化栽培になっていて全部で 15 列あります。そのうち 9 列が葉とらずふじ、2 列がぐんま名月、2 列が弘前ふじ、2 列がシナノスイートとなっていて、葉とらずふじは 20 年ほどの木です。弘前ふじとシナノスイートについては 5~6 年ほど、ぐんま名月は 3~4 年目位になります。

3 点目の収量の話ですが、園地の状態としては、今実際に●●さんが収穫していて収量もとれる畑になっております。5 年目に収量が増えているのは私の技術の向上が大きいんですけど、弘前ふじとシナノスイートに関してまだ成長していく木なので、どんどん収穫量が増えていくだろうということです。ぐんま名月は今 4 年目ですけど、2 年目の時に雨不足でほとんど成長しなかったようで、まだ全然収穫が出来ていないので 5 年目になったら収量はどんどん増えていくということで、弘前ふじ、シナノスイート、ぐんま名月の 3 品種については現在よりも収量が上がるだろうということと、私の技術的ところが 5 年目には上がっているだろうということで、この収穫量になっています。

4 点目、もし私が質問していいのであれば、いいですか。

○議 長（福士修身会長）

はい、どうぞ。

○●●●●●氏

今、私は加工品とか宅配とかも考えていて、農協に色々話を聞くので、みなさんの農園はどう

いう感じでやっていますか、宅配やっていますかと聞くが、やっている人は結構少なく、考えてみると私の年代でお歳暮・お中元とかで色々贈り物をする人が少なくなっていると思っています。その中で宅配を少しは増やしていこうと思っていたが、実際に今後を考えたらそこまで増やすのもどうなのかと思うところもあり、今後私世代の20代30代の人々が40代50代になった時に、今の現状みたいに宅配って頼まれるようになると思うかどうか聞きたいです。

○議長（福士修身会長）

齊藤委員。お答えくださいませんか。

○8番（齊藤光朗委員）

現在、青森県の生産される10%くらいが宅配単品でやっているようです。ただ、今はコロナで物流がかなり変わっています。ただ若い人がそういう事をするのかというと、確かにりんごを注文している人は年寄りが多いのは確かです。農家として続くのかというのと疑問はありますが、物流の関係で直接物が動くような時代になってきたので、伸びるのではないかと私は思っています。

○●●●●●氏

ありがとうございます。

○議長（福士修身会長）

他に質問、ご意見ある方いらっしゃいますか。

○各委員

（特になし）

○議長（福士修身会長）

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日はありがとうございました。

（●●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議を行います。質問・意見のある委員はどうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第 259 号、260 号及び 261 号については関連がありますので、一括審議の議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 9 件、利用権設定が 8 件の合計 17 件であります。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 5 ページから 8 ページ、利用権設定の案が 9 ページから 13 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 260 号は、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案決定後の、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

また、14 ページから 24 ページの議案第 261 号につきましては、以前から農地中間管理機構が利用権設定を受けていた農地の、転貸予定内容に対する意見を求められています。転貸内容の主なものとして、16 ページから 18 ページが、ほ場整備事業の計画に従った新規就農者への転貸となっており、19 ページから 24 ページが、借受人となる法人の代表自身が耕作していた農地を、経営する法人へ切り替えるという内容で、法人名義では現在農地を所有しておりません。そのため、経営面積は空欄となっておりますが、この法人の代表自身が以前より農業経営をしているため、法人の新規就農とはみなしておりません。説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（福士修身会長）

それでは、16 ページ、利用権設定申請番号 116 番から 123 番、●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

それでは、申請者である●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長（福士修身会長）

ご苦勞様です。それでは、本日出席している農業政策課の職員の自己紹介をお願いします。終わりましたら、●●●●さんには、簡単な自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○農業政策課

青森市農業政策課の相馬と申します。今日はよろしくをお願いします。

○●●●●氏

初めまして、●●●●と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

私が農家を目指すきっかけは、妻の実家の稲作を手伝ったことでした。当時私は、ある企業の営業マンをやっていましたが、その仕事が自分に合わないなど常々感じていました。そんな時に稲作の手伝いをさせて頂いて、その事がきっかけで農業という仕事について深く考えることになりました。それから2年くらい営業を続けておりましたが、考えれば考えるほど、農業という仕事に強い魅力を感じてきて、それまで勤めていた会社を退職し、農業を志そうと思ひまして研修先を探しました。その時、研修先の候補として選んで頂いた農業法人を受け、従業員にならないかというお話を頂き、今現在は青森市でそちらの法人で従業員として仕事をさせて頂いています。

○議長（福士修身会長）

ありがとうございました。それでは、●●●●さん、これからどのようにして農業を經營していくのかなど、いろいろお聞きしますので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員はどうぞ。簡潔にお願いします。

○議長（福士修身会長）

はい、どうぞ。

○10番（堤武久委員）

●●さんは、私達と一緒に滝沢・三本木地区の基盤整備の高収益作物を作付けする方です。最初、トマトは●●さんのところで研修されましたよね。

○●●●●氏

●●●●さんの農園で働かせて頂いております。

○10 番（堤武久委員）

前から話を聞いたことがあるのだが、就農支援センターの舘岡さんからは機械とか必要になるということで、手に入りましたか。

○●●●●氏

トラクターに関しましては、中古ではあるが入手する予定で、今予定しているのは私の親方から払い下げて頂くというか、農園で使っているものを私が購入する予定になっています。

○10 番（堤武久委員）

あそこに農協の三役がいる。これからいろいろ事業するにはお金も必要になってくるし、資材も必要になってくる。そういうことが農協としての役割が必ず出てくると思うので、齊藤委員、何とかお願いします。

○議 長（福士修身会長）

はい、齊藤委員どうぞ。

○8 番（齊藤光朗委員）

堤委員の話を皆さんが分かるように説明したいと思います。今、ミニトマトは若い人がやって増えてきていて、●●さんは、JAのトマト部会の部会長の●●さんのところへ2年間行き、自分でも独立したいという思いがあったのを、堤委員達が進めている滝沢の土地改良の整備事業があり、高収益作物を作る人がいなければ、土地改良事業が進まないということで募集していた。そこで、●●さんをはじめ、あと3人、全部で4人の若い人が、今年着手して今年完成するという土地改良事業の中で土地を借りてミニトマトを中心とした栽培をする。話を聞くと●●さんは●●さんより栽培技術が高いそうですので、そういう事も含めましてご承認いただければと思います。

○議 長（福士修身会長）

はい、他にご質問ありますか。はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

2番安部です。単純な質問ですが、作付する面積は50アールで、借り入れは1町1反歩です。残りの農地は何を作付けするのでしょうか。収入には載っていないが、作らないということですか。

○●●●●氏

実際ご指摘のとおり、借入面積に対しての作付面積という部分では、初年度なんかは特に少な

くなっています。これは後々、規模拡大していきたいという気持ちを持っているので、その分を考慮して広めに借りたいという私の希望で、1町歩以上の土地を借りる計画を立てております。もちろん初年度にハウスを建てて、作付けをしていきますが5年目までにはハウスの増設などをしていって規模を拡大します。もちろん規模拡大していくと私一人では手が回らなくなっていくので、一緒に手伝ってくれる方を探しながら、作付けの規模を少しずつ拡大していきたいと考えています。

○2番（安部浩一委員）

今の話だと、残りの農地は休耕田というか遊休農地になるという捉え方でよろしいですか。

○●●●●氏

最初のうちは土地が荒れないように草刈りとか手間はかけます。さすがに1年目から全ての土地を全て作付けする事はできないと思っていますので、順次拡大していきたいというふうに考えています。

○2番（安部浩一委員）

納得いかない。余計に借りて最初から遊休農地、保全管理はしますという借り方って事務局いかなものですか。

○議長（福士修身会長）

安部委員、本人が管理して将来は増やしていくという事なので、遊休農地には当たらないと思います。

○議長（福士修身会長）

はい、堤委員。

○10番（堤武久委員）

基盤整備の中の面積は限られていて、何人でどのくらいの面積をやるかを定める。●●さんが言うように自分で管理していくという事になっているから、それで良いのではないかと思う。今借りていないと、その先は借りられなくなってしまう。新規就農の高収益作物は基盤整備の中で4人入っている。それで5町歩くらいやらなければならないことになっている。きちんと管理するというし、それで良いのではないか。どうですか。

○議長（福士修身会長）

農業政策課の方、今の質問ですが、お答えできますか。

○事務局

遊休農地担当から説明します。借りたものをすぐに耕作の用に供する、そのシーズンに限るという事は今までは無かったです。過去において3条の許可などにおいても、今年は農地を購入、借りるなどしておいて、時期が来たら耕作するというので、翌年の耕作とか時期を限って申請された方が過去におり、そちらも許可になっております。その際は必ずそのような部分が計画通り進んでいるかどうかを、事務局の方で確認するということになりますが、借りたそのシーズンにすぐに耕作を始めなければならないというものはございません。きちんと保全管理されていつでも耕作できるような状態になっていれば、将来の耕作が予定されているということで過去には許可された例はあります。以上です。

○議長（福士修身会長）

安部委員よろしいですか。

○2番（安部浩一委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい、秋谷委員どうぞ。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷と言います。●●さん大変ご苦勞様でございます。何点かお尋ねしたいと思います。

まず1点目、賃借期間は何年間くらいお借りしようとしているのか。

2点目です。露地栽培ですか、さっきの説明ではハウスをやるという事でしたが、ハウス栽培をやるという事で考えてよろしいですか。

3点目は、ミニトマト、ピーマン、アスパラ、これらはハウス栽培でやるというお考えか。この3点お知らせ願いたいと思います。

○●●●●氏

まず1つ目のご質問ですが、土地を借りる期間ですが、区画整理の仕組みの中で借りるにあたって12年間は私が借りてもいいという話になっています。もしこの後土地の持ち主の方が返して欲しいという話があれば、改めて交渉しなければならないという事になります。私としては、ハウスも立てて土地も作っているの、私が仕事できる間は長くその場で使わせていただきたいと思います。

2つ目のご質問ですが、今ミニトマト、ピーマン、アスパラの3品目で計画を立てていますが、ハウスで栽培するのはミニトマト。ピーマンとアスパラに関しては露地栽培という事で考えています。

○1 番（秋谷進委員）

ハウスはどれくらいの規模ですか。何坪のハウスを何棟くらい。

○●●●●氏

初年度 100 坪ハウスを 3 棟、1 反歩です。みなさまのお手元にある資料、5 年目にはもう 3 棟プラスして 2 反歩のミニトマトで計画しています。

○1 番（秋谷進委員）

ピーマンとアスパラは、ピーマンは 3 反歩、アスパラは 1 反歩くらいの計画ですか。

○●●●●氏

はい、そうです。

○1 番（秋谷進委員）

はい、わかりました。ありがとうございます。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。堤委員、ご質問ですか。

○10 番（堤武久委員）

●●さん、これから労働力が不足になったら、こちらに相談すればアルバイトで来てもらえる人も町内にはいますので、そのところよろしく。

○●●●●氏

ありがとうございます。

○議 長（福士修身会長）

それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日はありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議 長（福士修身会長）

これより、6 ページの所有権移転 申請番号 249 番の審議を行うにあたり、成田貴吉委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(成田貴吉委員 退席)

○議長 (福士修身会長)

これより、当該申請について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。成田貴吉委員を入場させてください。

(成田貴吉委員 入場)

○議長 (福士修身会長)

続いて、12 ページの利用権設定 申請番号 389 番、390 番の審議を行うにあたり、豊川明子委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(豊川明子委員 退席)

○議長 (福士修身会長)

これより、当該申請について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
ご異議なしと認め、そのように決定します。豊川明子委員を入場させてください。

(豊川明子委員 入場)

○議長(福士修身会長)
これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(福士修身会長)
それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。
次に、議案第 262 号の審議となりますが、本案の審議の前に、報告がございます。これについて、事務局から説明願います。

○事務局
報告第 171 号です。「青森市農業委員会農地利用最適化協議会規約第 7 条の規定に基づく報告」につきましては、今年度における青森市農業委員会農地利用最適化ブロック部会からの情報を基に、令和 4 年 2 月 28 日に開催されました青森市農業委員会農地利用最適化協議会において確認された今年度の非農地判断の全体方針についての報告となります。

なお、2 月 28 日は当該協議会役員を選任が行われ、会長には工藤隆志委員、副会長には鎌田清勝委員、石川正光推進委員が就任となりました。

その後、青森市農業委員会農地利用最適化協議会規約に基づいた会議が行われ、国が示す判断基準、考え方等を参考に、令和 3 年度の非農地判断の全体方針が確認されました。

本日の議案第 262 号はその全体方針に基づき、各地区の非農地候補地の内容を整理し、提出に至ったものとなっております。

委員の皆様にはこの報告の後に、非農地判断について御審議いただく流れとなります。

それでは、報告議案朗読に移らせていただきます。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

それでは、協議会会長の工藤隆志委員から全体方針についてお願いします。

○工藤隆志委員（青森市農業委員会農地利用最適化協議会長）

非農地判断の全体方針を報告いたします。令和 3 年度非農地判断の全体方針、森林の様相を呈しているなど、周囲の状況からみても農地として復元が難しく、復元しても継続して利用することができない場合は非農地と判断するが、周辺の耕作に不利益が生じる、または農業振興施策を効率よくできないおそれがある場合は、今年度の非農地判断から除外する、これらを基本としたうえで、各地区の非農地を決定する。以上です。

○議長（福士修身会長）

報告第 171 号については、説明のとおり了承願います。

○議長（福士修身会長）

続いて、ただいまの報告を踏まえ、議案第 262 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

まず、議案第 262 号の別紙「農地に復元して利用することが不可能な土地」という A4 横長の表も皆様の方に配付となっております。この差し替えがありましたので説明をさせていただきます。

議案別紙の 1 ページでございますが、記載されている整理番号 6 から 12 の新城区域の農地について、先日新城区域担当の工藤隆正農地利用最適化推進委員から、今後のほ場整備を要望する対象のため、今回の非農地判断から除外してほしい旨の意見がありました。

また、滝内区域の整理番号 13～17 番につきましては、滝内区域担当の木立忠徳推進委員の再度の慎重な確認により、今後の耕作の可能性が出てきたとの意見があったことから、非農地判断候補地として当該農地を削除した本日配付したものと差し替えていただきたいと存じます。

それでは、議案書の 26 ページをご覧ください。本案は、遊休農地に関する措置が示されている

農林水産省経営局長及び同省農村振興局長通知の「農地法の運用について」の内容を基に、今年度の農地パトロールで、「荒廃農地B分類」と判断された農地について、「農地」か「非農地」かの判断をいただくものです。非農地と議決されたものにつきましては、農地台帳を整理し、農地から除外するとともに、農地所有者、県の構造政策課、市の資産税課、法務局等関係機関に通知いたします。

さきほどの農地利用最適化協議会からの報告第 171 号で報告されました「令和 3 年度非農地判断の全体方針」に基づく今年度の各地区の非農地候補地については、別紙「農地を復元して利用することが不可能な土地」とおり、青森地区は全 5 ページで 75 筆、同じく浪岡地区は全 2 ページの 39 筆、市全体で 114 筆となりました。

本議案の農地一覧の非農地の判断理由項目につきましては、別紙の右上に記載しておりますとおり、「森林様相を呈しているもの」を「ア」、そして「復元しても継続利用不可のもの」を「イ」で示しております。なお、記載の農地については、農業者年金経営移譲にかかる特定対象処分農地や相続税等の猶予に影響するものは確認されておられません。

それでは、本日配付した A4 の図面「令和 3 年度 非農地判断候補図面」をご覧ください。2 つ配付しております、青森地区、浪岡地区を別々にしています。まず、青森地区からご覧ください。表の説明ですが、上が対象農地周辺全体の位置図で、下の図は拡大図となっております。黄色い四角の区域名の前に付している番号は区域番号です。

また、表上部の農地所在に付しているナンバーと下の拡大図の黄色の丸囲み数字は、同じ数字となります。その数字と議案書別紙の「整理番号」は一致しています。

それでは、青森地区から説明いたします。図面をご覧ください。

1 ページから 3 ページは奥内区域です。1 ページは、奥内字平塚の西の山際にあります通路形状の農地であります。現在はその形状の確認は困難なほどの自然荒廃農地となっております。

2 ページの農地は、内真部バイパスと県道の屏風山内真部線の交差点に近いほ場整備区域外の農地で、耕作されず相当の年数が経過しております。

3 ページの農地は、飛鳥字山田の西側の山すそに位置する同様の状態の農地です。

4 ページは油川区域の農地で、西田沢との境目の道路際にありますが、この農地の状態も、耕作されず相当の年数が経過している自然荒廃農地です。

次の 5 ページの新城区域、6 ページの滝内区域の図は冒頭説明しました今回の非農地判断の対象から除く農地になります。

7 ページをご覧ください。滝内区域の農地ですが、東北自動車道の南側の道路の下に位置し、長年耕作されておられません。

8 ページの農地も東北自動車道に沿って細長く連坦しています。農地の状態は 7 ページの農地と同様です。このような耕作されず相当の年数が経過している農地の状態は、これから述べる別の区域でも同様ですので、農地の状態に関する説明は少し省かせていただきます。

9 ページは大野区域の農地となります。当該農地は森林の隣に位置しています。

10 ページ高田区域は、青森空港から西北に下りる道路沿いとなっております。

- 1 1 ページの農地は野沢の配水池付近の県道に隣接している一団となっています。
- 1 2 ページから 1 4 ページは荒川区域の農地ですが、まず 1 2 ページの農地は、県道から西側に少し入ったところで、ほ場整備区域には隣接してはおりません。
- 1 3 ページの農地は、南部工業団地の西側の外に位置しています。
- 1 4 ページの農地は牛館川沿いの三角形の農地となっています。
- 1 5 ページからは横内地区ですが、1 5 ページの農地は、横内市民センター、常福院側の方の国道 1 0 3 号線沿い東側に位置しています。
- 1 6 ページの農地は青森中央学院大学南東側に位置し、こちらも国道 1 0 3 号沿いの一団となっております。
- 1 7 ページは横内中学校から南東に向かう道路沿いにあります。
- 1 8 ページは横内から高田方面へ向かう青森環状野内線の道路沿い南側に位置し、建物が隣接しています。
- 1 9 ページは幸畑団地・大矢沢方面から、横内川遊水池のわくわく広場や学校教育センター前を通り、国道 7 号バイパスに抜ける市道の矢沢側入口付近に位置しています。なお、61 番が 2 つ離れて表記されておりますが、離れてあっても登記上は一体の土地です。
- 2 0 ページは浜館地区となります。浜館のホームセンター付近に分散し存在している農地です。
- 2 1 ページからは原別区域です。2 1 ページが、野内川南西の青い森鉄道線路と交わる道路沿いにあります。
- 2 2 ページの農地は築木館の集落から東側へ向かう道路沿いに存在しています。
- 2 3 ページは東岳区域の農地となります。新総合運動公園の交差点の西南に位置している狭小地です。
- 2 4 ページからは野内区域です。2 4 ページの農地は浅虫温泉駅から東北の方向の山際に存在しています。
- 2 5 ページの農地は、浅虫ダム周辺の農地です。
- 2 6 ページの農地も同様です。
- 2 7 ページの農地は、市営バスの東部営業所と青い森鉄道線路に隣接しています。
- 2 8 ページの農地は、野内地区の県道付近に存在する狭小地等の農地です。
- 2 9 ページの農地も野内地区の山際のへりに存在する狭小地や細長い農地です。
- 続いて、浪岡地区ですが、1 ページから 5 ページまでが浪岡区域となります。1 ページの農地は、青森空港有料道路料金所より西の山間に位置し、いずれも山林や過去に非農地判断した農地に囲まれた農地の一団です。
- 2 ページは、先ほどの一団より北東で、山林や過去に非農地判断した農地に隣接した一団です。
- 3 ページは、青森空港に至る県道 2 7 号線の北、山林や原野に囲まれた一団です。
- 4 ページは、浪岡墓園の北、山林や過去に非農地判断した農地に囲まれた農地です。
- 5 ページは、先ほどの農地より東の道路沿い、山林や既に非農地判断した農地に隣接した一団です。

6 ページから 8 ページは大杉区域です。6 ページの農地は、山林や原野に隣接した農地です。

7 ページは、大釈迦駅より北、過去に非農地判断した農地に隣接した農地です。

8 ページも、過去に非農地判断した農地に隣接した農地です。

9 ページから 16 ページまでが五郷区域となります。9 ページと 10 ページの農地は、細野山の家より北西、正平津川沿いで山林や過去に非農地判断した農地に隣接しています。

11 ページは、細野山の家より南東、山林に囲まれている農地です。

12 ページは東北自動車道より山側で本郷ダムの南、林や過去に非農地判断した農地に隣接した農地です。

13 から 15 ページは、黒石市の法峠寺に近い山間にあり、山林や過去に非農地判断した農地に隣接した一団です。

16 ページは、東北自動車道から山側で本郷ダムの南東、林や過去に非農地判断した農地に隣接した農地です。

青森地区・浪岡地区のいずれの農地につきましても、森林の様相を呈するなど、周囲の状況からみて農地として復元が難しく、もしくは復元しても継続して利用することができない状態と判断されております。また、これらについて、現時点で周辺の耕作に不利益となるおそれがあると考えられるところはございません。議案についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、議案 262 号について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、別紙「農地に復元して利用することが不可能な土地」に記載とおり非農地と判断することに異議ありませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 172 号を議題とします。

○分室長

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が2件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長 (福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長 (福士修身会長)

報告第173号を議題とします。事務局説明願います。

○分室長

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が30件となっております。

○議長 (福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長 (福士修身会長)

それでは、その他に移りますが何かございますか。

○各委員

(特になし)

○議長（福士修身会長）

事務局から何かありますか。

○事務局

（次回の月例総会は4月12日（火）午後1時から、場所は柳川庁舎大会議室で開催予定の連絡）

（4月の定例総会日程及び来年1年の会議予定カレンダー配付予定等の事務連絡）

（事務局長から令和3年度の最後となる月例総会の終わりに当たってのコメント）

○議長（福士修身会長）

これを持ちまして、令和3年度第12回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。